

- 令和11年度(2029年度)後半に打ち上げを予定している次期BS放送用衛星に係る衛星基幹放送局※、について、令和8年7月3日から同年8月31日まで、免許申請の公募を実施。
- その結果、(株)放送衛星システム(B-SAT)及びスカパーJSAT(株)の2者から申請があった。

申請の概要

※衛星基幹放送局:専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送を行う人工衛星の無線局をいう(電波法施行規則第4条20の11等)

	(株)放送衛星システム	スカパーJSAT(株)
申請年月日	令和8年8月31日	令和8年8月31日
基幹放送の種類	超高精細度テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン放送、超短波放送、データ放送	超高精細度テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン放送、超短波放送、データ放送
希望する周波数 (チャンネル)	第1希望合計9チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17) 第2希望合計10チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17,19) 第3希望合計12チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17,19,21,23) 第4希望合計11チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17,19,21) B-SAT が本来希望する事項書記載の優先順位第1～4位の割当てが得られず、6～8波しか割り当てられない場合に、当初計画の減額率を得ることは困難だが、業務継続の見地から以下の選択肢をあげる。 第5希望合計8チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15) 第6希望合計7チャンネル(1,3,5,7,9,11,13) 第7希望合計6チャンネル(1,3,5,7,9,11) ※ 他の申請者の申請に劣後して希望する周波数の指定が受けられない場合であって、かつ、他の申請者に周波数を割り当てた後に周波数の残余が存在する場合に、当該残余の周波数の指定を希望	希望周波数 合計 6チャンネル(1,3,5,9,11,13)
工事落成の期限	令和12年7月31日	令和12年7月31日

2026年9月末現在

会社名	株式会社放送衛星システム
設立年月日	1993年4月13日
所在地	東京都府中市若松町1-3-5
代表者名	代表取締役社長 寺田 健二
資本金	150億円
主な出資者	日本放送協会、WOWOW、TBS、テレビ朝日、BS日テレ、ビーエスフジ、BSテレ東
主たる業務	放送衛星の調達、放送衛星の運用および管理ほか、基幹放送局提供事業 * 現在、BS放送の無線局免許人として、基幹放送局提供事業を実施

会社名	スカパーJSAT株式会社
設立年月日	2007年4月2日
所在地	東京都港区赤坂1-8-1
代表者名	代表取締役 執行役員社長 米倉 英一
資本金	101.72億円
主な出資者	伊藤忠・フジ・パートナーズ、NTTドコモビジネス、日本マスタートラスト信託銀行、日本テレビ、TBS、日本カストディ銀行
主たる業務	宇宙関連事業(通信・放送)、メディア事業 * 現在、東経110度CS放送の無線局免許人として、基幹放送局提供事業を実施

審査方法

次期放送用衛星の免許方針を定め、次のステップで審査。

- ① 絶対審査: 申請者が衛星ハード事業者として最低限満たすべき基準に適合しているか、電波法関係審査基準及び免許方針に掲げる審査事項(絶対審査事項)により審査を行う。
- ② 比較審査: 複数の申請者が上記①をクリアし、かつ希望する周波数が重複している場合は、免許方針に掲げる審査事項(比較審査事項)により比較審査を行い、優位とされた申請に対して、予備免許を付与する。その上で、比較審査で劣後した申請に希望する周波数を割り当てることが出来るときには、当該申請に対して、予備免許を付与する。

免許方針(主要事項)

<①絶対審査事項>

- ・BS・CSの共同衛星であること。単独又は他者との連携により12チャンネルを全て使用するものであること。
- ・衛星調達方法等について、適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。
- ・料金の算定根拠、コスト構造、コスト削減の取組に関する内容等を含めて、衛星基幹放送事業者に対して等しく情報開示すること。
- ・衛星基幹放送事業者の負担額について、既存の料金よりも低廉なものであること。上限額が定められていること。
- ・衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。
- ・既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上放送設備を確保すること。

<②比較審査事項>

- ・資金計画、事業遂行上必要な設備の整備計画等がより確実であること。
- ・衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための計画がより充実していること。
- ・衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための計画がより充実していること。
- ・インフラコストの料金水準がより安価であること。
- ・BCPやサイバーセキュリティ等安全・信頼性を確保するための対策がより充実していること。

審査(絶対審査)結果の概要

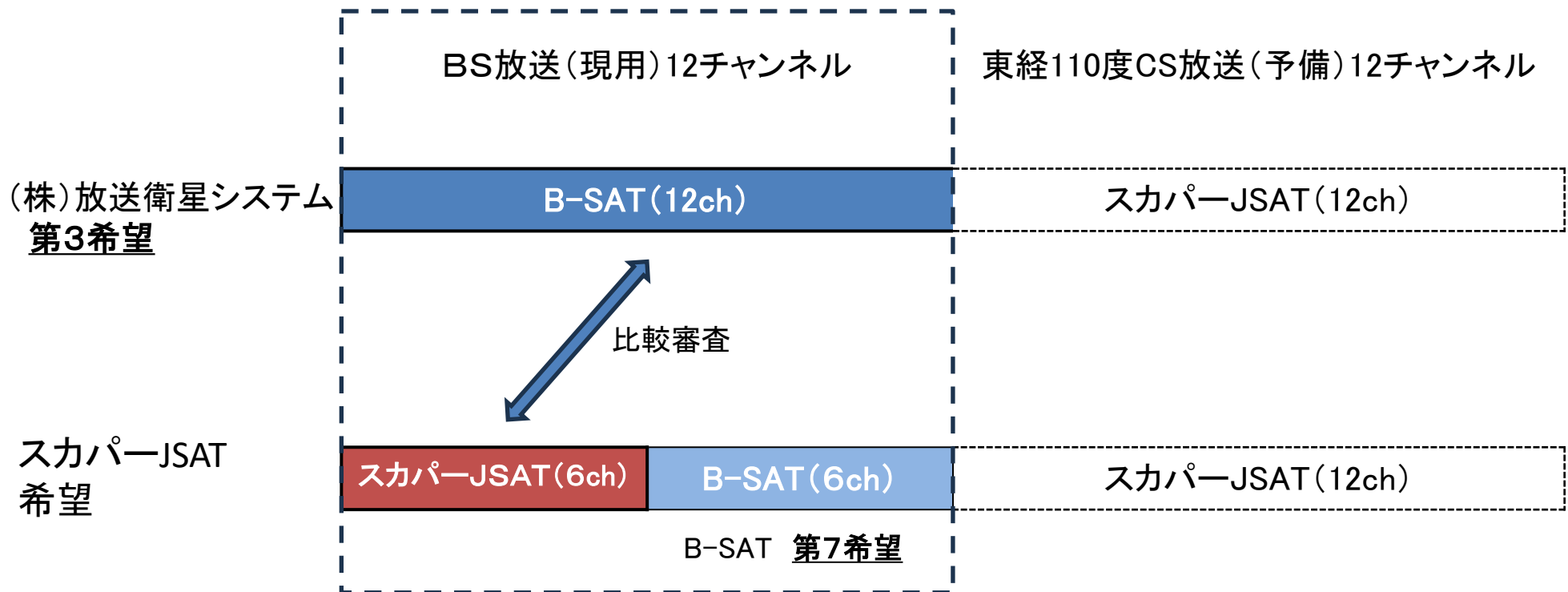
(株)放送衛星システム及びスカパーJSAT(株)の基幹放送局の免許申請について、電波法(昭和25年法律第131号)第5条及び第7条第2項に基づき、以下の審査項目への適合性を審査した結果、欠格事由に該当せず、いずれにも適合していると認められる。

審査項目		審査内容	判定
1	工事設計の技術基準への適合性	放送局の送信設備の安全・信頼性に関する技術基準について審査。	適
2	周波数の割当ての可能性	他の無線局に混信を与える可能性及び周波数の国際調整等について審査。	適
3	業務を維持するに足る経理的基礎の有無	事業計画の実施可能性について審査。	適
4	業務を維持するに足る技術的能力の有無	基幹放送局設備を維持するための要員配置、放送設備等の管理規定の整備、緊急時の連絡体制の整備、設備維持業務に従事する者の設備維持業務について審査。	適
5	基幹放送局の開設の根本的基準への適合性 (事業計画実施の確実性、既設局への妨害排除等)	事業計画の内容及び事業収支の見積り、混信を与える無線局の有無について審査。	適
6	免許方針に対する適合性	次のとおり適合していると認められる。	適
(1)	人工衛星の調達方法等の適正性	設計寿命までの経理的基礎の確保、調達方法、設計寿命の年数、打上の失敗又は遅延の対応、BS・CS共同衛星(12ch使用)の計画について審査。	適※
(2)	基幹放送事業者への情報開示	基幹放送事業者への衛星の仕様、衛星障害時のデータ、役務料金の算定根拠等を開示する機会の確保について審査。	適
(3)	衛星基幹放送事業者の負担額	衛星の設計寿命までの間に発生する諸費用の見込額と運用収入、見込額が既存の料金と比較して低廉であるか、役務の提供条件に応じた料金区分の設定等について審査。	適
(4)	基幹放送事業者の意向の聴取	基幹放送事業者の意向を定期的に聴取する機会の有無について審査。	適
(5)	地上放送設備の確保	衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備の確保の計画、運用するための組織・要員体制の確立について審査。	適

※ 一つの衛星により公募対象の12チャンネルの全てを使用することを要件としており、この要件を満たすのは、(株)放送衛星システムの第3希望(12チャンネル)又は、スカパーJSAT(株)の希望(6チャンネル)((株)放送衛星システムの第7希望との組み合わせ)のみ(1頁参照)。

- 前述のとおり、(株)放送衛星システム(B-SAT)と、スカパーJSAT(株)が絶対審査をクリアしているが、希望する周波数が重複しているため、免許方針に掲げる審査事項(比較審査事項)により比較審査を行い、優位の申請に対して、予備免許を与える。

予備免許の対象となる無線設備



※ スカパーJSAT(株)の希望と(株)放送衛星システムの第7希望の周波数の組み合わせによれば、双方に予備免許することが可能であるが、一の申請において、複数の希望がある場合、優先順位の高い順に審査を行うこととしているため、(株)放送衛星システムの第3希望とスカパーJSAT(株)の申請の間で、比較審査を行う必要があるもの。

審査(比較審査)結果の概要 ※ 詳細は別添のとおり。

- ・審査は対抗的審査により実施し、各比較審査事項について付与する点数は「(他の申請者より優位と判定した数)×1」点とする。
- ・(4)以外の審査は、各比較審査事項に列記している個々の事項が優れているものの数が多いものを優位とする。

比較審査事項		評価方法	採点	
			(株)放送衛星システム	スカパーJSAT(株)
(1)	人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎及び事業遂行上必要な設備の整備計画等の次に掲げる事項がより確実であること。 ア 経理的基礎の確保 イ 設備の整備計画 ウ 高度な技術者の確保	ア、イ、ウについて優劣を比較	1	0
(2)	人工衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画 イ 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画 ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命	ア、イ、ウについて優劣を比較	0	0
(3)	衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 衛星基幹放送事業者に、事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画 イ 衛星基幹放送事業者と、料金水準について協議する方法及びその改善計画 ウ 衛星基幹放送事業者と、役務内容について協議する方法及びその改善計画 エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	0	0
(4)	放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの)を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込額の水準がより安価であること。	放送局設備供給役務の料金の見込み額の水準を比較	1	0
(5)	安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。 ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策 イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策 ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組 エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	0	0
合計			2	0

⇒ 比較審査の結果、(株)放送衛星システムの申請が優位であったため、同社に予備免許を与える。

令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る基幹放送局に関する免許方針(令和8年7月3日総務省訓令第 30 号)第4条に基づく審査結果

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(1) 衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画、事業遂行上必要な設備の整備計画等次に掲げる事項がより確実であること。		
ア 経理的基礎の確保	・事業計画に記載された計画を実施するために必要な資金のうち一部について、みずほ銀行を幹事銀行とするシンジケートローンで借入申し込み予定。 ※ みずほ銀行は、当該者の株主 ・設計寿命期間における諸経費等について、上記の借入金、現有自己資金及び事業収支により運営することを計画している。	・事業計画に記載された計画を実施するために必要な資金総額について、自己資金で確保。 ・設計寿命期間における諸経費等について、設計寿命期間における放送局設備供給役務の事業の収支により運営することを計画している。
	スカパー J S A T の申請は、現有資産及び事業全体の収支により対応することとしているのに対して、放送衛星システムの申請は、その一部を概ね確実な借入金及び事業全体の収支により対応することとしており、スカパー J S A T の申請を優位と評価。	
イ 設備の整備計画	・管制設備、アップリンク地球局については、既存の設備により運用する。 ・2033 年に新たな予備衛星を調達（それまでの間は、既存の衛星を活用）する。 ・拠点機能、組織体制の見直しにより、コスト削減、サービス品質向上及び運用業務の高度化を実現する。	・予備衛星については、放送衛星システム所有の衛星の利用を想定している。 ・放送局の送信設備及び地球局設備を新設する。 ・番組送出設備は現在使用している設備を継続して使用することが前提。地球局までの中継回線設備は、必要に応じて、基幹放送事業者の責任で新設する。
	放送衛星システムの申請は、予備衛星、管制施設等事業に必要な設備について、おおむね既存の設備を活用することとしているのに対して、スカパー J S A T の申請は、他者から借用するほか、今後の新たに整備することとしており、放送衛星システムの申請を優位と評価。	
ウ 高度な技術者の確	・衛星管制センターの社員すべてが無線従事者（うち一技又	・社内規程に沿った設備維持業務（地球局設備の運用監視業務・

保	は一陸技が 80%) である。 ・ITU 等各種会議に参加し、周波数資源の確保・発展に資する活動に寄与。 ・アップリンクセンターと衛星管制センター間の人事異動を計画的に実施し、衛星放送のスペシャリストを育成している。 ・放送管制センターでは総合訓練室を設置整備。年間 100 回以上の訓練を全従業員向けに実施している。	維持業務・保守業務) を実施している。 ・設備等維持業務を確実に実施できる実務経験等の能力を有している者を配置する措置として、当該設備に精通している者が常駐又は精通している者と連絡を取り直ちに必要な指示を受けることができる体制を構築している。 ・現在、運用中の東経 110 度 C S 放送と同様の要員延べ 153 名について無線従事者として選任する予定。
	放送衛星システムの申請は、役務の提供に必要な技術者の確保に向けて、技術訓練の実施や職員配置において計画的に実施することが示されていることに対して、スカパー J S A T の申請は、人材育成・確保に関する計画についての具体的な記載がなく、放送衛星システムの申請を優位と評価。	
(1) の評価	放送衛星システムの申請は、スカパー J S A T の申請よりも優位と評価。	
	1 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(2) 衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。		
ア 衛星の調達費用を低廉にするための工夫	・国際公開入札、指名入札等により低廉化を図った実績がある。 ・出力パワーメーターを取り付けないことにより低廉化を図る。 ・搭載バッテリーや予備中継器の最適化についてメーカー提案を受けて判断する。	・競争原理を活用した調達プロセスを採用することにより、RFI 段階の概算価格に対して価格低減が見込める。
	比較審査の対象となる衛星は両者が共同調達するものであることから、両者の申請は同等と評価。	
イ 衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫	・衛星軌道上での引き渡しにより射場引き渡しに伴う事務作業及び諸経費を削減する。 ・ロケット製造会社と直接交渉を行うことでより低価格での契約を実現する。	・連携先と調整し、衛星製造メーカーによる打上げサービスを含む契約を採用せず、国内外の打上げサービス会社と直接契約を締結し、国際指名競争入札により、費用低減が見込める。 ・相乗り打上げ可能性についても検討し、更なる費用低減の可能性を追求する。
	比較審査の対象となる衛星は両者が共同調達するものであることから、両者の申請は同等と評価。	
ウ 衛星の設計寿命及び燃料寿命	・設計寿命は 15 年以上、燃料寿命は 19 年とする。 ・制御ソフトの開発により衛星の機能を活用することで高傾斜角軌道運用などにより延伸策を実現。 ・搭載するバッテリーについては、寿命実績と信頼性を有するメーカー選定等により寿命の延伸化を確保する。	・設計寿命は 15 年、燃料寿命は 15 年以上とする。 ・一般的な商用静止衛星の設計寿命とする標準仕様を採用。 ・設計寿命を超える期間の軌道保持運用が可能となるよう十分な推奨搭載量を確保する。
	比較審査の対象となる衛星は両者が共同調達するものであることから、両者の申請は同等と評価。	
(2) の評価	いずれの観点においても両者の申請は同等であることから、両者の申請は同等と評価。	
	0 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(3) 衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。		
ア 衛星基幹放送事業者、事業計画やコスト構造を開示する方法及びその改善計画	・事業計画等について連絡会総会等において説明する。 ・料金設定の考え方や算出根拠等について全事業者に対して全体説明及び個別説明を実施する。 ・要望の種別や個別対象事案に応じて説明会の追加開催や事前アンケートの実施、説明会を複数回にわたり開催する。	・事業計画、料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減計画を開示する。 ・契約更改等変更のある半年前までに説明会を開催する。 ・開催前に関係事業者、団体からの要望等をヒアリングし、決定する。
	両者の申請に係る事業計画において、情報開示する方法及び改善計画が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
イ 衛星基幹放送事業者と、料金水準について協議する方法及びその改善計画	・料金水準の考え方や算出根拠については料金改定の都度、全体説明会や個別説明会を設ける。 ・要望の種別に応じた説明会の追加開催や事前アンケート、説明会の複数回開催など改善を図る。	・料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減計画を開示する。 ・契約更改等変更のある半年前までに説明会を開催する。 ・開催前に関係事業者、団体からの要望等をヒアリングし、決定する。 ・運用報告会を毎月1回開催し、関係事業者からの要望等を聴取する。
	両者の申請に係る事業計画において、料金水準についての協議する方法及び改善計画が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
ウ 衛星基幹放送事業者と、役務内容について協議する方法及びその改善計画	・制度にのっとり、重大事故を発生させないことを大前提とした役務提供を実施する。 ・衛星放送事業者の要望を聞きつつ協議する。 ・要望に応じてきめ細かな説明を行うことや説明会の回数を増やすことで改善を図る。	・サービス提供計画を策定・開示する。 ・契約更改等変更のある半年前までに説明会を開催する。 ・開催前に関係事業者、団体からの要望等をヒアリングし、決定する。 ・運用報告会を毎月1回開催し、関係事業者からの要望等を聴取する。
	両者の申請に係る事業計画において、役務内容について協議する方法及び改善計画が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	

エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画	・ ITU-R における国際周波数調整対応をはじめ、B S 放送に妨害を起こしかねない外来波等干渉源に対して関係者ととも干渉回避の調整協議等を実施する。 ・ 今後も B S 放送の電波環境保護と B S 放送用周波数の確保に取り組む（法人の中期計画に記載）。 ・ 必要に応じて B S 放送のコンテンツ充実や普及促進に向けた業界イベント等への参加・協力し、衛星放送業界の発展にも寄与する。	・ 衛星基幹放送の有料放送管理事業者として、B S ・ C S にまたがる有料衛星放送の普及促進を日々推進していくことに加え、業界団体と連携を密にし、新たなサービス開発・検討、キャンペーンなどを通じた普及促進や周知広報活動、受信機メーカーとの連携による安定運用と利便性の向上などを図り、衛星基幹放送全体の普及を図る。
	両者の申請に係る事業計画において、衛星基幹放送の普及を図る取組が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
(3)の評価	いずれの観点においても両者の申請は同等であることから、両者の申請は同等と評価。	
	0 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(4) 放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込み額の水準がより安価であること。		
	15.6 百万円	18.5 百万円
(4)の評価	放送衛星システムの申請による料金の見込み額の水準が、15.6 百万円（月額料金）に対して、スカパー J S A Tの申請による料金の見込額の水準は、18.5 百万円（月額料金）であり、放送衛星システムの申請は、スカパー J S A Tの申請よりも優位と評価。	
	1 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(5) 安全・信頼性を確保するための次に掲げる対策がより充実していること。		
ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備、対策	・NHKの衛星放送を担う会社として、自然災害時の事業計画について危機管理マニュアル及びリスクマネジメント委員会において必要な体制を構築している。 ・放送サービスの中断を極力回避し、万一障害が発生した場合でも可能な限り短時間で復旧することを目標として、より高い水準の事業継続体制、設備冗長化、訓練及び関係機関との連携強化に継続的に取り組んでいる。 ・社屋について災害に対して事業継続のための全ての方策を考慮して建設した。 ・地球局及び中継回線も災害を考慮して冗長性を確保している。 ・管制センター及びアップリンクセンターの責任管理職は常時待機している。	・地震、台風、豪雨、停電その他の自然災害が発生した場合においても、衛星基幹放送サービスを継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）に基づく体制を整備している。 ・経営層の関与の下、事業継続体制を運用している。 ・衛星管制業務及び回線運用業務について副局への切替体制を整備するとともに、代替拠点による継続を想定している。 ・国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）を取得済。
	両者の申請において、自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備、対策が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備、対策	・経営層が主導する全社的なリスクマネジメント体制の下、組織全体のセキュリティポリシー、役割及びリスク管理戦略を定め、ゼロトラストアーキテクチャー、多層防御、CSIRT 連携など強固なネットワーク基盤を構築している。 ・委託先も含めたNHKグループ全体のサプライチェーンリスク対策を重視し、定期的に脆弱性診断と自己資産の棚卸しを行うとともに、サイバー攻撃に迅速かつ適正に対処する体	・サイバーセキュリティに関する管理規程を定め、衛星システム及び地上設備に対するサイバー攻撃等の脅威に対応するため、技術的対策及び組織的対策を実施。 ・最高情報セキュリティ責任者の下、セキュリティ統括部及びCSIRTを設置し、サイバーセキュリティに関する専門的知見を有する者が対応する体制を整備している。 ・情報システム及び情報資産を対象としたリスクアセスメント

	制としている。 ・衛星運用等を行うネットワークは外部と完全に切り離している。	を実施し、システムごとのリスクを評価、結果に基づき必要なセキュリティ対策を決定している。
	両者の申請において、サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備、対策が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組	・安全保障貿易管理規程に基づき自社のサプライチェーンにおいて、特定の国・地域又は企業への過度な依存が生じないことを含めたリスク管理を実施している。 ・情報セキュリティ対策基準を定め、自社技術の情報管理と流出防止対策を徹底するとともに、他国に依存せずに業務執行できる体制を確保している。 ・危機管理マニュアルに経済安全保障への対応を明記し、組織全体でリスク管理を行っている。	・リスクマネジメントに関する規程に基づき、事業活動を取り巻くリスク及び事業環境を継続的に把握するとともに、重要リスクの分析及び評価並びに継続的なモニタリングを実施している。 ・人工衛星及び衛星基幹放送設備は重要インフラを構成する設備であることから、調達、運用及び保守の各段階において、経済安全保障上のリスク低減を図る。
	両者の申請において、経済安全保障上のリスクに対する必要な取組が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策	・予備の地球局を主局から離れた場所に配置することで物理的な脅威について対策している。 ・各拠点において、常に監視し、テロ対策のセキュリティ防御も実施。	・物理的セキュリティ対策の方針を定め、地上放送設備について、不正侵入、設備破壊その他の物理的脅威から保護するため、必要な安全対策を講じている。 ・インシデント等が発生した場合には、物理的セキュリティ対策の方針を精査し、必要に応じて見直す。
	両者の申請において、地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への必要な取組が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
(5)の評価	いずれの観点においても両者の申請は同等であることから、両者の申請は同等と評価。	
	0 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(1)～(5)の集計		
基幹放送局の開設の 根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規 則第 21 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく、 同規則への適合度合 い	(1)の評価：1 点 (2)の評価：0 点 (3)の評価：0 点 (4)の評価：1 点 (5)の評価：0 点	(1)の評価：0 点 (2)の評価：0 点 (3)の評価：0 点 (4)の評価：0 点 (5)の評価：0 点
	(1)から(5)までの評価結果をとりまとめ、合計点数で適合度合いを評価する。	
	評価：2 点	評価：0 点